第10回 役務提供型契約

2006/11/07

松岡 久和

【各種の役務提供型契約】

- ・雇用:従属的・一般的・定型的な労働力の有償提供(結果は問題外)
- ・請負:独立性・仕事結果と報酬の交換(双務有償契約) 結果債務性
- ・委任と準委任:独立性・専門性・裁量性(原則無償)-手段債務性(努力が債務内容)
- ・寄託:物の保管のみを役務内容とする特殊型(原則無償)
- ・ほかに商法上、仲立・問屋・運送・運送取扱・商事寄託などが役務提供型の特別類型

【請負契約】

- 1 請負契約の意義・法的性質・社会的作用と成立要件
 - ・定義(632条) ことば 「下請」と「下請負」の違い
 - 建設関係の特別法:建設業法、下請代金支払遅延防止法、住宅品質確保法等
 - ・約款の多用:公共工事標準約款、民間連合協定工事請負契約約款(75に抄録)
 - ·製作物供給契約=請負+売買の混合契約

2 請負契約の効果

- (1) 請負人の義務-仕事完成義務
 - 履行期前の契約解除の可能性
 - ・下請の原則的許容(ただし建設業22条は丸投げを禁止)と履行補助者の責任
- (2) できあがった物の所有権の帰属

Case 10-01 XはAから分譲住宅 6棟の建築を請け負い、登記申請に必要な建築確認通知書をAに交付し、完成した 4棟をAに引き渡した。これらはAから分譲を受けた者に順次引き渡された。ところが、Aが振り出していた手形が不渡になったので、Xが残りの 2 棟の引渡しを拒絶したところ、Aから分譲を受けたと称するYらがその 2棟に強引に入居した。XはYらに対してどのような請求ができるか。

- (ア) 請負人と注文者の間-請負代金回収の問題
 - ・加工構成=材料基準説(判例)と注文者帰属説(有力説)の対立と接近 判例 72 (上記ケース)
- (イ) 注文者と下請負人の間

Case 10-02 下請負人 X は、材料を提供して建物建築工事を行ったが、元請負人 A が 倒産して下請負代金が払われないため、建前状態で工事を中止した。注文者 Y が A と の契約を解除し、別の業者 B と結んだ別の請負契約によって建物を完成した場合、建 物所有権は誰に帰属するか。

判例 73=百66(上記ケース)

- ・内田263~264頁の交渉促進という観点
- (3) 仕事の滅失・毀損の場合-債務不履行と危険負担

Case 10-03 Yの注文に応じて、請負人Xが建物建築工事に取りかかったが、建物は地震によって半壊してしまった。XはYに請負代金を請求できるか。

滅失·毀損時期		完成前・完成可能	完成前・完成不能 完成後・引渡前
仕事完成請求権		存続	消滅
帰責事	注文者に有	請負人に報酬請求権+損害 賠償請求権(415条)	報酬請求権存続(536条2項)
	請負人に有	遅滞の場合には注文者に遅 延賠償請求権(415条)	注文者の解除権(<mark>543</mark> 条)および損害 賠償請求権(415条)
由	両者とも無	請負人に報酬増額請求権	報酬請求権消滅(536条1項)

(4) 瑕疵担保責任

- ・法的性質と特異性
 - ①瑕疵修補請求権(634条1項)、

- ②損害賠償請求権(634条2項)
- ③解除権の制限とその克服 (635条)
- <u>判例</u> 最判平成14年9月24日判時181号77頁 : 填補賠償を肯定し635条を骨抜きに
- ④短期期間制限(637条以下、約款で2年に短縮、品確87条1項で主要部分につき延長)
- ⑤注文主の材料や指示に起因する瑕疵 (636条);請負人の告知義務
- ⑥無担保/責任制限特約の効果(640条)-売買の572条前段と同趣旨
- (5) 注文者の権利・義務
 - ①報酬支払義務(632条)

引渡しや損害賠償債権との同時履行関係(634条2項) 判例

判例 74

②協力義務、③目的物引取義務

3 請負契約の終了

- ・未完成の間の注文者の解約権と損害賠償義務(641条)
- ・注文者の破産の場合の解約権(642条)

【委任契約•準委任契約】

Case 10-04 ① X は交通事故の後始末をYに一任した。Y は、A 進物店で1 万円の見舞用盛りかごを買ってZ を訪れ、「X はZ に対し解決金100 万円を払い、Z は一切の請求を放棄する」との示談をしてきた。X は、100 万円が被害者の怪我の程度などから見て高すぎると不満である。X は示談契約に従ってZ に100 万円を支払う必要がある

- か。盛りかご代1万円はどうなるか。また、XはYの責任を追及できるか。
- ②上記の委任については、XY間では報酬について何も定めていなかったところ、Yが10万円の報酬を請求してきた。Xは支払う義務があるか。Yが弁護士かそうでないかで結論が異なるか(遠藤浩=川井健編『ワークブック民法』136頁[川井]から)。
- ③ Yが弁護士であるとして、Yが Z との示談交渉を継続している間に、Xが Z との間で直接話をつけてしまった場合、Y は X から報酬を請求できるか。

1 委任契約の法的性質など

- ・片務・無償・諾成契約。報酬は特約による(643条)←沿革的理由
- ・委任と準委任の違いと同質性

2 委任契約の成立

<u>参考判例</u> 最判昭和38年6月13日民集17巻5号744頁(弁護士法72条の違反)、最大判昭46 年7月14日刑集25巻5号690頁(業務性を要する)

3 委任契約の効力

- (1) 受任者の義務 ←高度の人的信頼関係の特殊性
 - ①事務処理義務(程度は善管注意義務。644条)

判例 78

- ・原則 履行の代行は不可 例外 104・105条類推による復委任
- ・重い忠実義務・誠実義務?←fiduciary relation
- ②重い付随的義務と責任(645~647条、654・655条)
- (2) 委任者の義務
 - ①委任事務処理費用の負担と損害賠償責任(649・650条)
 - ②特約による報酬支払義務(648条)
 - ・黙示の合意・慣習や商512条等によっても特約認定がありうる 判例 79(弁護士報酬)
 - ----・請負的要素の強い不動産仲介契約の場合

判例 最判昭和45年10月22日民集24巻11号1599頁

- (3) 委任契約と代理権の関係
- (4) 委任事務遂行の効果

Case 10-05 XはAに対する債務を弁済するため、C銀行D支店に対し、E銀行F支店の口座宛の振込みを依頼した。ところが、F支店の口座は、B(Aと同名異字)のものであり、これは誤振込みであった。Xは、直ちにC銀行D支店に組戻しの手続を依頼したが、すでに振込金はBのF支店のBの普通預金口座に入金記帳されていた。Fが組戻しにつきBの同意を求めようとしている間に、Bの債権者Yが同預金口座の預金債権を差し押さえた。そこでXは、Yを相手に、第三者異議の訴えを提起した。

判例 81 (トウシン事件)

4 委任契約の終了

- (1) 任意解除権=無理由解約権(+損害賠償義務。651条)
 - ・解約権を制約する様々な構成 判例 80=百67(三菱造船社宅事件)
- (2) 特別の終了原因(653条)
 - ・死後も存続する契約の可否 判例 百68

【寄託契約】

Case 10-06 Xが Y銀行 A 支店で預金をしようと窓口に現金100万円・預金通帳・入金票を差し出したところ、折悪しく銀行強盗 B が入り、カウンター上にあった100万円をも盗んで逃走した。その後 B は逮捕された。しかし、強奪金は事情を知らなかったサラ金業者 Z への借金の返済や遊興費・生活費に充てられ、B は無資力となっていた。 X は Y に対して、100万円の預金払戻請求ができるか。 B が強奪したのが、X が C D の前で入金直前だった場合だとしたら、結論が変わるか。

1 寄託契約の意義と成立要件(657条)

- ・保管を役務内容とする**要物契約、**報酬は特約構成 判例 82(上記ケース)
- 賃貸借との境界線
- ・特別の寄託:商事寄託(商593条以下)、**倉庫営業**(商597条以下)、**消費寄託**(666条)、 **混蔵寄託**-株券等の保管及び振替に関する法律14条1項

参考判例 銀取百選「第二版」25 (預金者の認定における出**指者説**)

2 寄託契約の効果

- (1) 受寄者の義務等
 - ①有償・無償による保管義務の程度の区別(659条、400条・商593条)
 - ②保管場所 (664条)
 - ③使用や第三者による保管(658条1項。104条も参照)
 - ④委任規定の準用
 - ⑤訴訟・差押の通知義務(660条)
- (2) 寄託者の義務
 - ①損害賠償義務(661条)
 - ②特約がある場合の報酬支払義務

3 寄託契約の終了

- ・寄託者からの随時返還請求(=解約、662条・666条2項)
- ・受寄者からの返還の制限 (663条)
- ・保管場所変更の場合の返還場所(664条ただし書)